

日本政策金融公庫(設備資金)の 利子の30%を補助します

一部40%

利子の30%を補助します

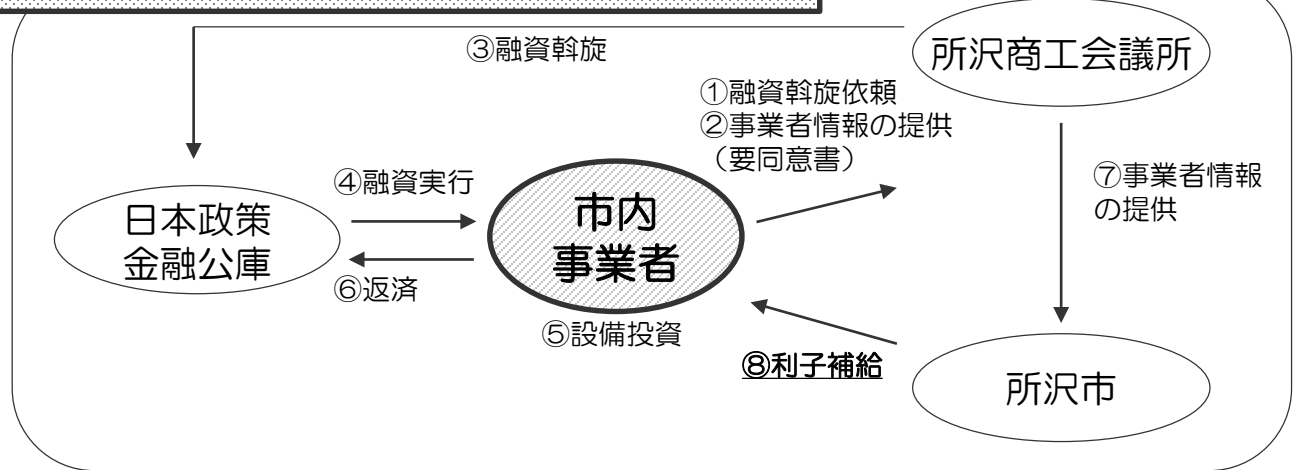
～所沢市中小企業設備投資融資利子補給事業～

市内の中小企業者が、市内に設置・利用するための設備を購入するにあたり、日本政策金融公庫国民生活事業の融資(設備資金)を利用された場合に、支払利子額の30%(一

所沢市イメージマスコット
「トコロん」

部40%)を補助します

イメージ図(所沢商工会議所に融資斡旋を依頼した場合)



●補給期間・補給率

| | |
|---------|---|
| 対象期間・利子 | 毎年1月1日～12月31日の1年間に支払った利子 (すでに対象融資を完済・借換されている方でも、対象期間内に支払った利子がある場合は申請ができます) |
| 補給率 | 上記利子額の 30% (※)を原則として、予算の範囲内で補助 |
| 補給対象期間 | 借入開始から 5年間 (一部資金については借入2年目から4年間) |

(※)太陽光発電等、「所沢市マチごとエコタウン推進計画」に資する設備投資については、支払利子額の**40%**を補給します。(詳細は裏面をご覧ください)

公庫

●対象者（以下①～⑥のすべてを満たす必要があります）

| | |
|---|---|
| ① | 市内の事業所において設備を設置・利用するため、日本政策金融公庫国民生活事業の融資（設備資金）を利用している中小企業者であること |
| ② | 市内に事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいること |
| ③ | 個人の場合、市内に住民登録が1年以上されていること 法人の場合、市内に法人登記が1年以上されていること |
| ④ | 市税を滞納していないこと |
| ⑤ | 申請時点において市外転出または廃業していないこと |
| ⑥ | 対象設備を引き続き所有しており、市内に設置されていること |

●必要書類 ※利子補給は1年度ごとに申請が必要です。

| | |
|---|---|
| ① | 利子補給対象チェックリスト |
| ② | 所沢市中小企業設備投資融資利子補給金交付申請書（様式第1号） |
| ③ | お支払 済 額明細書（令和4年1月1日～令和4年12月31日分） |
| ④ | 所沢市中小企業設備投資融資利子補給金交付請求書（様式第3号） |
| 5 | 設備完了届（※領収書の写し） |
| 6 | 購入設備のカタログ等の写し（※「マチごとエコタウン」に資する設備のみ） |

※①・②・④については、所沢市ホームページ「中小企業設備投資融資利子補給事業」
<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/shigotoiyoho/sangyo/keiseien/yushi/setsubitoushirishihokyu.html>
よりダウンロードできます。

※③については、「日本公庫ダイレクト」
せとせと
https://direct.jfc.go.jp/w000_TopB より
お取りいただくか、日本政策金融公庫の融資取引支店にお問い合わせください。



10%上乘せ

「所沢市マチごとエコタウン推進計画」に資する設備投資とは？

- 「所沢市マチごとエコタウン推進計画」とは、マチごとエコタウン所沢構想の精神を軸に、環境基本計画を統合して、所沢市が策定したものです。
- 対象設備は所沢市マチごとエコタウン推進課「所沢市スマートハウス化推進補助金(事業者用)」の対象となる設備等、環境保護等に資する設備です。また、上乘せ対象となる設備（完成品に限る）を自社製品として製造する為に借り入れる設備資金も対象とする場合がございます。詳細につきましては、事前に所沢市産業振興課までご相談ください。

本事業のお問い合わせ先



所沢市 産業経済部 産業振興課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1（市役所別館）
電話：04-2998-9157（直通） FAX：04-2998-9162
E-mail：a9157@city.tokorozawa.lg.jp